

# 令和2年度 平舘高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～「平高で働けてよかった」～

平舘高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

## 1 現状

(1) 時間外勤務が月80時間以上の教職員⇒1.6倍に増加した。

80h以上	2018年	2019年
月平均(人)	1.6人	2.6人
割合	5.5%	9.6%

(2) 分掌と部活動担当の業務が集中した。

## 2 目指す姿

(1) 100時間以上の時間外勤務を健康障害(脳血管疾患及び虚血性心疾患等)につながる危険な水準と捉え、教職員の健康及び福祉の確保が優先的に位置付けられている。

(2) 教職員一人一人が、やりがいをもって業務に取り組んでいる。

(3) 教職員が、授業や授業準備、生徒の指導に集中できている。

(4) 教職員が、研修と休養の時間を確保できている。

### 岩手県教職員働き方改革プラン(H30.6.19策定 県教委)

#### 【策定趣旨】

教職員の負担軽減が一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるとの認識の下、強い決意で対策に取り組み、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を確保

#### 【取組の方向性】

「教職員の負担軽減」、「教職員の健康確保等」の2本の柱により、取組を推進(H30は新規予算事業を含む22の具体的取組を推進)

#### 【プランの期間】

平成30年度(2018年度)～2020年度までの3カ年度(緊急的かつ重点的に対策を講じるもの。)

#### 【プランの目標】

(1) 業務への充実感や安心感の向上

(2) 県立学校における長時間勤務者の割合の削減

時間外勤務	取組期間	
	H30(2018)年度	2019・2020年度
80時間以上(月)	(対前年度) 3割減	(対前年度) 3割減
100時間以上(月)	(対前年度) 半減	ゼロ

「2021年度以降  
できるだけ速やかに」  
長時間勤務  
ゼロ

## 3 取組内容

### (1) 教職員の負担軽減

ア 業務改善に向け、分掌事務等の精選と分担の見直し、サポート体制の構築を行います。

イ 管理職が、負担軽減に向けた支援を行うとともに、業務改善について提案します。

ウ 会議等を効率的に行い教職員の業務時間を確保します。

エ 外部人材を活用することにより、業務の効率化と負担軽減を進めます。

\* 虚偽の時間記録があってはならない。

### (2) 教職員の健康確保

ア 真にやむを得ない事情により、100時間以上の時間外勤務を行った教職員には、産業医による面談を必ず受けさせます。(教職第750号令和2年2月12日通知)

イ タイムカード等により客観的に勤務時間を把握し、勤務時間の適正な管理を行います。

ウ 年次有給休暇や勤務時間の振替について、計画的かつ積極的な取得を呼びかけます。

エ 長時間の時間外勤務が継続している教職員に管理職が面談を実施し、業務内容及び心身の健康状態を確認し、健康確保に向けた業務の改善策を提案します。

### R2の具体的な取組

#### 【継続】

- ① 年次休暇の取得率向上
- ② 顧問当番の巡回時間の変更
- ③ 水曜日のノー残業(か・えるの日)
- ④ 電話対応時間(留守番電話の設置)
- ⑤ 会議の所要時間見込みの設定
- ⑥ 部活動休養日の周知徹底(保護者)

#### 【要検討】

- ⑦ 各種校内委員会の統合
  - ⑧ 部活動の勝利至上主義からの脱却
- #### 【新規】
- ⑨ 管理職との面談(80時間以上/月)
  - ⑩ 復命について整理
  - ⑪ 毎月15日時点での時間外勤務閲覧可

## 4 目標

(1) 教職員に月100時間以上の時間外勤務を行わせない。

(2) 月当たりの時間外勤務80時間以上に該当する教職員→全体の3.5%(月平均0.9人)を目指す。

(3) 2021年以降長時間勤務者「ゼロ」に向けた取組を推進する。(月の時間外在校等時間は45時間以内、1年間では360時間以内とする。  
(R1.12.11公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(給特法の一部改正))